

# 鳥取県東部4町国土強靱化地域計画の策定について

## 1. 計画策定の趣旨

近年、大規模自然災害による被害発生と長期にわたる復旧・復興が繰り返される中、これまでの事後対策に加え、被害の最小化と迅速な復旧復興を図るための事前防災が重要視されています。

このような状況を踏まえ、国は平成25年12月に「国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行し、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」を策定しました。基本法第13条には「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化地域計画を定めることができる。」と規定されており、鳥取県では「鳥取県国土強靱化地域計画（計画期間：H27-H32）」（以下「県地域計画」という。）を策定しています。

これを受け鳥取県東部地区の4町（岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）では、相互補完による地域全体の防災・減災に資するため「鳥取県東部4町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を合同で策定しました。

## 2. 国土強靱化計画とは

過去の大災害を教訓に、甚大な被害発生と長期間かけて復旧・復興を図る「事後対策」の繰り返しを避け、最悪の事態を念頭に平時から備えるための施策の推進を目的とする計画です。



## 3. 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

その後は施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しを5年毎に行います。

## 4. 計画策定のメリット

地方公共団体が行う国土強靱化関連の交付金・補助事業に対して、国による関連予算の「重点化・要件化・見える化」の方針が打ち出されました。→交付金・補助事業等の採択優先度の向上

## 5. 計画を策定する上でのポイント

いかなる自然災害が起こっても機能不全に陥る事態を避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会経済システムを作るため、計画を策定する上でのポイントを次のとおり定めました。

- ① ハード、ソフトの取組を効果的に組み合わせ、バランスのとれた防災、減災の対策を進める。
- ② 情報伝達の強化と多様化、自助・共助の更なる充実等により、地域防災力を高めていく。
- ③ 国、県、市町村、民間等の関係者が連携して取り組みを推進する。

## 7. 計画内容

県地域計画を参考に8つの「事前に備えるべき目標」を定め、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策を設定します。進捗については重要業績指標（KPI）による管理を行い、県と4町との連携による強靱化施策の推進を図ります。

○災害発生から時系列に整理した「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

災害発生時	事前に備えるべき目標			目標の内容	起きてはならない最悪の事態(27項目)
	災害発生直後	復旧	復興		
1.人命保護				大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる。	1-1 地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生(住宅密集地、不特定多数施設含む)
					1-2 津波による死傷者の発生
					1-3 グリ雨豪雨等による市街地の浸水
					1-4 土砂災害等による死傷者の発生
2.救助・救援、医療活動の迅速な対応				大規模自然災害発生直後から、救助・救援、医療活動が迅速に行われる。	1-5 豪雪・暴風等による交通途絶等に伴う死傷者の発生
					1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生
					2-1 被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止(避難所の運営、帰宅困難者対策含む)
					2-2 長期にわたる孤立集落等の発生(豪雪による孤立等を含む)
3.行政機能の確保				大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する。	2-3 救助・救援活動等の機能停止(絶対的不足、エネルギー供給の途絶)
					2-4 医療機能の麻痺(絶対的不足、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶)
4.情報通信機能の確保				大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な情報通信機能は確保する。	3-1 町村等行政機関の機能不全
					4-1 情報通信機能の麻痺・長期停止(電力供給停止、郵便事業停止、テレビ・ラジオ放送中等)
5.地域経済活動の維持				大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。	5-1 地域競争力の低下、県内経済への影響(サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止、金融サービス機能の停止、重要産業施設の損壊等)
					5-2 交通インフラネットワークの機能停止
					5-3 食料等の安定供給の停滞
6.ライフラインの確保及び早期復旧				大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	6-1 電力供給ネットワーク等機能停止(発電所、送配電設備、石油・ガスサプライチェーン等)
					6-2 上下水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止(用水供給の途絶、汚水流出対策含む)
					6-3 地域交通ネットワークが分断する事態(豪雪による分断を含む)
7.二次災害の防止				制御不能な二次災害を発生させない	7-1 大規模火災や広域複合災害の発生
					7-2 ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生(農地・森林等の荒廃による被害を含む)
					7-3 有害物質の大規模拡散・流出
					7-4 風評被害等による県内経済等への甚大な影響
8.迅速な復旧・復興				大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
					8-2 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
					8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
					8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
					8-5 長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## 8. 計画の推進

本計画の推進に当たっては、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、新たな施策展開を図っていくというPDCAサイクルを構築し、計画の着実な推進を図ることとします。

計画推進におけるPDCAサイクル

